

令和3年3月30日に第14回の専門委員会が開催されました。

国や九州電力などからの報告を受けて、委員からさまざまな意見や助言がありました。

川内原子力発電所の安全性の確認について

① 原子力規制の新たな検査制度について(説明:原子力規制庁)

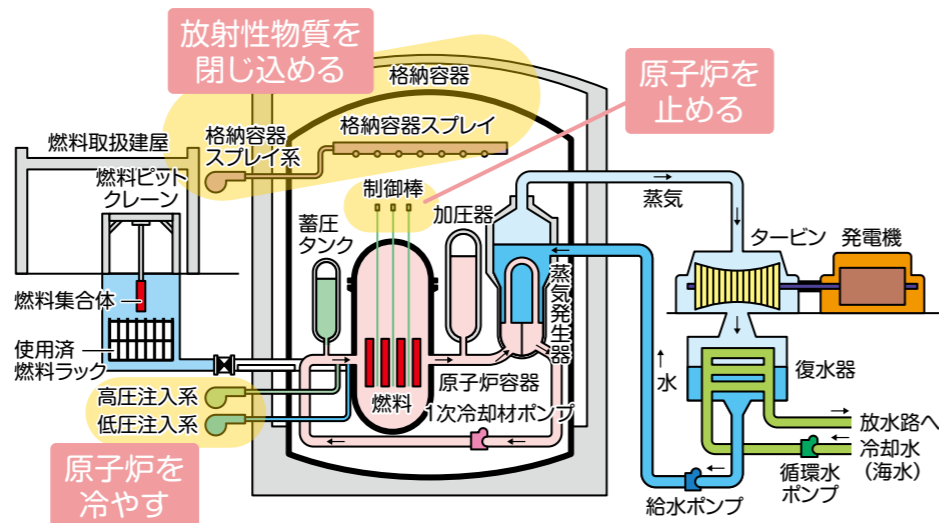
Check! 新たな検査制度について

令和2年4月から、安全水準の向上を目指した新たな検査制度「原子力規制検査」が運用開始されました。事業者は、使用前検査などを自ら実施し、課題があれば自主的に改善します。原子力規制委員会は、事業者が行う検査や保安活動全般の監視・評価を行います。

- Q** 新型コロナウイルス感染症の影響で検査が実施できない時期もあったようだが、検査の重要性を考えたとき、検査の質を維持できたのか。
- A** 当然実施しなければならない検査は、感染防止対策を講じながら対応してきたところである。時期をずらして実施できるものは計画を変更するなど、工夫しながら検査に臨んでいる。

② 1,2号機の定期検査結果について(説明:九州電力)

●1号機は令和2年3月16日から同年12月15日まで、2号機は令和2年5月20日から令和3年1月22日まで定期検査を実施し、設備に異常が無いこと、「原子炉を止める」、「原子炉を冷やす」、「放射性物質を閉じ込める」の各機能が健全であること及び重大事故等の対応が可能であることを確認したとの説明がありました。



●定期検査期間中に実施した主な工事など

燃料の取替え【1,2号機】	それぞれの燃料集合体157体のうち、1号機は32体を、2号機は40体を新燃料に取り替えました。
特定重大事故等対処施設設置工事【1,2号機】	故意による大型航空機の衝突やテロリズムにより、炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための特定重大事故等対処施設を設置し、運用を開始しました。

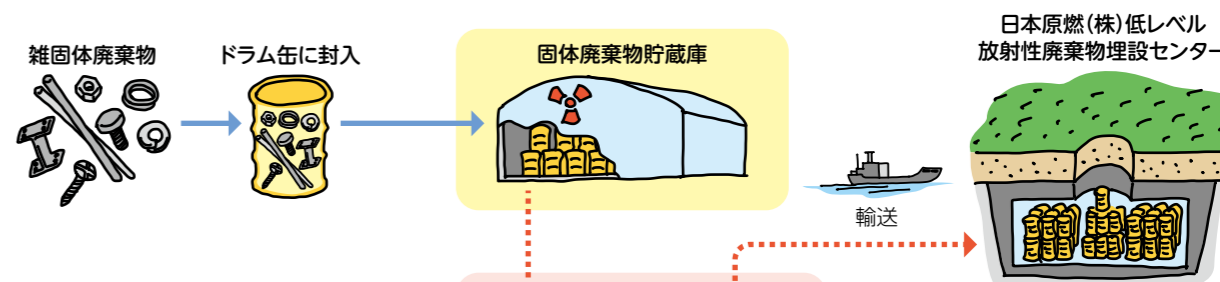
- Q** 定期検査における、蒸気発生器の伝熱管の検査結果はどうだったのか。
- A** 1,2号機共に今回の定期検査において、伝熱管に異常は認められていない。

③ 廃棄物搬出設備の設置に係る専門委員会の意見書(案)について(説明:鹿児島県)

●廃棄物搬出設備の設置については、第12回(令和2年10月27日)、第13回(令和3年1月8日)の専門委員会において、委員からさまざまな御意見や御質問が出されるなど活発な議論がなされてきました。今回の専門委員会では、これまでの議論を踏まえて、「廃棄物搬出設備の設置について、特段の問題がないことを確認した」旨の意見書がとりまとめられました。

Check! 廃棄物搬出設備とは

発電所で発生する雑固体廃棄物(配管等の金属類)などを固化し、青森県六ヶ所村の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出するための設備です。



→ 現在の雑固体廃棄物の処理の流れ

→ 新設備設置後の雑固体廃棄物の処理の流れ

すべての雑固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に保管していたけど、この設備が完成したら、搬出できるようになるんですね。

- Q** 廃棄物搬出設備での作業者にどのような事故が想定され、その対応はどのようにするのか。
- A** 作業者の汚染事故なども想定し、応急処置、除染、医療機関への連絡など万全な体制を整備している。

④ 基準地震動(震源を特定せず策定する地震動)の検討状況について(説明:九州電力)

●原子力規制委員会により「震源を特定せず策定する地震動(注)」についての基準が改定された後、平成28年熊本地震で得られた知見や地震観測記録等に基づく検討の結果を反映した新たな基準地震動について、原子力規制委員会へ原子炉設置変更許可申請を速やかに行うとの説明がありました。

(注)震源と活断層との関連付けが難しい地震動

川内原子力発電所においては、敷地近辺に大きな活断層が無いことから、「震源を特定せず策定する地震動」の評価が重要となるため、今後しっかりと専門委員会で確認していきたい。